

19. メンタルヘルス対策事業補助金交付要領

(目的)

第1条 三重県農協健康保険組合（以下「組合」という）の被保険者を対象として、事業所においてメンタルヘルス対策を実施した場合、この要領の定めるところにより事業所に対し補助金を交付する。

(補助金の対象)

第2条 補助金の対象はつぎの各号に定めるいずれかとする。

- (1) 事業所において開催したセミナーの経費（講師料、交通費、会場設営費等を含む）
- (2) メンタルヘルス対策に関する事業経費（保健師、産業医等によるメンタルヘルスケア対策費、メンタルヘルスチェックの実施経費、被保険者に対して実施したメンタルヘルス対策等）の実費の半額とする。

(補助金の金額)

第3条 前条で定める補助金は、1事業所につき年度内1回、10万円を限度とする。

ただし、1事業所の被保険者数が300人以上600人未満は年度内2回、600人以上は年度内3回、各10万円を限度とし、三重県厚生農業協同組合連合会については事業場毎とする。

(補助金の申請手続)

第4条 メンタルヘルス対策事業の補助金申請については、別紙1メンタルヘルス対策事業交付申請書により申請を行うこととする。

2. 申請期限は年度内とする。

(補助金の交付)

第5条 申請内容を確認し審査のうえ補助金を交付する。

附 則

施 行 平成24年4月1日

改 正 平成25年4月1日